

大阪公立大学イノベーションアカデミーすぎもとウイング（高原記念館 1 階）
整備事業に係る什器等調達業務の募集について

令和 7 年 8 月 8 日

公立大学法人大阪理事長

次のとおり公募型プロポーザルを執行します。

1 募集の趣旨

大阪公立大学イノベーションアカデミー事業は、産学官民共創リビングラボ機能を、大学のすべてのキャンパスに配置し、ネットワーク型イノベーション・エコシステムの構築を目指すものである。イノベーションアカデミーすぎもとウイングは、すでにオープンしている「なかもずハブ」「もりのみや HQ」「なんばウイング」等 Continuing 杉本キャンパスに整備する。

施設内には、プレゼンスペースやコワーキングスペース、ディスカッションが進む空間、ライブラリーエリア等の整備を予定しており、学内・学外の人が自由に行き交い、交流し、共創することを目的としている。この目的を達成する魅力的な空間とするため、什器類のデザイン性・機能性等が重要である。そのため、経験豊かな専門事業者のノウハウを活用し、什器類の選定から配置など、整備コンセプトに沿った企画提案を募集する。

2 内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名称 | 大阪公立大学イノベーションアカデミーすぎもとウイング
(高原記念館 1 階) 整備事業に係る什器等調達業務 |
| (2) 業務内容 | 詳細は別紙 3「仕様書」のとおり |
| (3) 納入期限 | 令和 7 年 1 2 月 2 4 日 (水) |

3 契約上限額（これを超える提案及び契約はできません。）

13,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本法人は契約金額以外の費用を負担しない。

4 参加資格要件

次に掲げる要件を、プロポーザル参加申請書を提出した日から受託候補者決定日までの間、次に掲げる要件全てを満たし、その資格を認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている

者であること。

- (6) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。
- (8) 1棟あたりの延床面積が500m²以上のオープンスペースにおいて、2019年度以降に什器等の提案・配置の業務を元請として契約締結し、履行を完了した実績があること。

5 資料の交付

- (1) 資料の種類 別紙2「図面および内部写真等」
- (2) 資料交付申請期間 公告の日から令和7年8月22日（金）午後5時まで
- (3) 資料の交付方法

本プロポーザルでは、関係資料をホームページにて交付するが、資料のうち別紙2「図面および内部写真等」の交付には、「資料等の交付願い」（様式1）を提出しなければならない。

【手順】

- ① 「資料等の交付願い」に必要事項を記入してください。
- ② ①にて作成したファイルを電子メールに添付して、資料交付申請期限までに下記のメールアドレスあてに送信してください。

※提出先メールアドレス **【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】**

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「**【大阪公立大学すぎもとウイング整備事業】**の資料等の交付願い」と明記すること。

- ・法人にてメール添付資料の内容を確認した時点で、受付完了とします。なお、受付完了した日の2日後（土日祝日除く）までに、法人より返信メールにて、資料交付のためのURLを通知します。
- ・法人からの返信メールが届かない場合、資料がダウンロードできない場合は、16(1)契約担当課までお電話にてお問い合わせください。なお、法人あてにメールを送信した日の3日後（土日祝日除く）17時までにお問い合わせがなく、法人にてメール受信が確認できない場合は、資料を交付できません。
- ・資料の交付申請をしていない者の企画提案は無効となります。

6 参加申込書及び第1次審査に係る書類の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- | | |
|------------------------------|----|
| ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式2） | 2部 |
| ② 契約実績調書（様式3） | 2部 |
| ③ 契約実績調書（様式3）の内容を証明する契約書等の写し | 2部 |
| ④ 契約実績調書（様式3）に記載した業務が分かる書類 | 2部 |

※オープンスペースの面積、想定使用人数を記載すること、
什器等設置イメージや設置後の写真を含むこと。

- | | |
|---------------|----|
| ⑤ 会社概要等（参考資料） | 2部 |
| ⑥ 誓約書（様式4） | 2部 |

(2) 提出部数等

① 紙媒体

正本、副本を**各1部ずつ**提出すること。副本は正本をそのまま複写し、法人名など応募業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）すること。ただし、会社概要等についてはマスキングを不要とする。

② 電子媒体

正本及び副本のデータ

※セキュリティに配慮した手段で提出すること。

- (3) 受付期間 公告の日から令和7年8月28日（木）までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。）
提出書類は、参加申込提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。受付期限を過ぎた参加申込書は無効とする。

※参加申請書等の差し替えは認めない。（ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。）なお、本法人が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。

※参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。いったん辞退した場合は、それを撤回し本募集に再度参加することはできない。

- (4) 受付場所 16(1)に同じ

- (5) 提出方法 提出資料は、受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。

なお、提出資料の電子媒体については、電子メールで連絡の上、クラウドストレージ等を介した提出も可とする。クラウドストレージ等を介して提出する場合も、紙媒体（正本1部、副本1部、会社概要2部）は別途持参又は郵送にて提出すること。

※提出先メールアドレス 【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【大阪公立大学すぎもとウイング整備事業】の参加申込書類の電子媒体」と明記すること。

※本文には、①提案者（企業名、住所、電話番号）②担当者（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

※電子メールの送信後、16（1）電話にて確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。））

- (6) 参加資格審査の結果通知

審査の結果は、令和7年9月5日（金）付で参加申込書に記載の担当者宛に書面により通知する。なお、参加を認めなかった申込者には、その理由を付して通知する。

- (7) 第1次審査の結果通知

審査の結果は、令和7年9月16日（火）付で参加申込書に記載の担当者宛に書面により通知する。ただし、参加資格審査通過者が6者以下の場合は、第1次審査を省略する。

7 募集要項についての質問

- (1) 受付期間 公告の日から令和7年8月22日（金）午後5時まで
- (2) 受付先 16（1）に同じ
- (3) 質問方法 公告に添付掲載している「公告資料に対する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。

※提出先メールアドレス 【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【大阪公立大学すぎもとウイング整備事業】の募集要項に関する質問」と明記すること。

※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。

(土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(午後0時10分から午後0時55分までを除く。))

※データ形式は変更しないこと。

(4) 回答日 令和7年8月27日(水)

(5) 回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

8 仕様書等その他資料についての質問

(1) 受付期間 公告の日から令和7年8月28日(木)午後5時まで

(2) 受付先 16(1)に同じ

(3) 質問方法 公告に添付掲載している「公告資料に対する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。

※提出先メールアドレス【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【大阪公立大学すぎもとウイング整備事業】の仕様書等に関する質問」と明記すること。

※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。

(土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(午後0時10分から午後0時55分までを除く。))

※データ形式は変更しないこと。

(4) 回答日 令和7年9月11日(木)

(5) 回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

9 第2次審査に係る書類の提出

(1) 提出資料 別紙5「企画提案書作成要領」のとおり

① 紙媒体

正本、副本を提出すること。副本は正本をそのまま複写し、法人名など応募業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）すること。

② 電子媒体

正本及び副本のデータ

※セキュリティに配慮した手段で提出すること。

(2) 受付期間 令和7年9月17日（水）から令和7年9月24日（水）までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。）

提出書類は、提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。

※受付期限を過ぎた提出書類は無効とする。

(3) 受付場所 16（1）に同じ

(4) 提出方法 提出資料は、受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。

なお、提出資料の電子媒体については、電子メールで連絡の上、クラウドストレージ等を介した提出も可とする。クラウドストレージ等を介して提出する場合も、紙媒体（正本1部、副本10部）は別途持参又は郵送にて提出すること。

※提出先メールアドレス **【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】**

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「**【大阪公立大学すぎもとウイング整備事業】**の企画提案書の電子媒体」と明記すること。

※本文には、①提案者（企業名、住所、電話番号）②担当者（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

※電子メールの送信後、16（1）電話にて確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。））

(5) その他

- ① 提出された企画提案書は返却しない。なお、受付期限を過ぎて提出された場合も同様とする。
- ② 企画提案書及び価格提案書の差替をすることはできない。(ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。) また、本法人が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。
- ③ 企画提案書の提出後、企画提案依頼内容等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

10 受託候補者の選定について

大阪公立大学イノベーションアカデミーすぎもとウイング(高原記念館1階)整備事業に係る什器等調達業務受託者選定委員会(以下「委員会」という)が審査基準及び配点(別紙6)に基づき、以下のとおり審査を行う。

(1) 第1次審査

資格審査通過者が6者を超えた場合は、委員会において、参加申込時の提出書類を基に第1次審査を行う。別紙6の書類審査基準に沿って審査を行い、上位6者を選定し、審査結果を通知する。なお、参加資格審査通過者が6者以下の場合は、第1次審査を省略する。

(2) 第2次審査

- ① 審査を通過した応募業者のプレゼンテーション、ヒアリングに基づき提案された内容を別紙6のプレゼンテーション審査基準に沿って審査を行う。総合点が最も高い提案者を受託候補者として委員会で決定する。

ア プレゼンテーションの時間は、1業者あたり15分以内とする。プレゼンテーション終了後、約10分のヒアリングを行う。

イ プレゼンテーション会場への入場者は1業者あたり3名以内とする。

ウ 審査は非公開とする。また、選考結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

- ② 最低基準点の設定

委員会による審査の結果、合計得点が審査基準兼配点表(別紙6)の合計点(100点)の6割(最低基準点)を満たさない応募業者については失格とする。

得点が同点の場合は、「審査基準兼配点表」の評価項目「レイアウトやデザインに関すること」の得点が高い者を受託候補者とする。さらに同点の場合は、くじにて受託候

補者を決定する。

受託候補者が参加資格を満たさないと判明した場合、またはその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と交渉するものとする。この場合も最低基準点を満たしていること。

③ プレゼンテーション及びヒアリング実施日時

令和7年9月26日（金）から10月8日（水）までのいずれか1日を予定

④ 実施場所

大阪公立大学 高原記念館1階研究交流スペース （予定地）

1.1 受託候補者選定結果の通知

（1）通知日時 令和7年10月16日（木）予定

（2）通知方法 選考結果は第2次審査対象者全員に対して、参加申込書に記載の担当者宛書面により通知する。

（3）結果の公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

① 受託候補者の商号又は氏名及び評価点・提案金額

② 全提案事業者の商号又は氏名

③ 全提案事業者の評価点

＊ 選定結果に関する情報はホームページによって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ公表する。

＊ 応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については①、②を公表し、③は公表しないこととする。

1.2 契約条項を示す場所

ホームページに掲載

1 3 契約手続きについて

- (1) 受託候補者に決定された者と本法人との間で、経費等について参考見積額を上限額とし、再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。
- (2) 受託候補者から本見積書を徴取し、契約を締結する。なお、当該見積書の見積額は契約上限金額を超えないものとする。
- (3) 契約交渉の相手方が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、契約を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、受託者が当該契約の履行期間中に公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定にしたときは、この契約の解除を行う。
- (5) 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、受託者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

1 4 契約保証金について

公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項の規定に該当する場合は免除

1 5 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。一旦辞退した場合は、それを撤回し当該事業者募集に再度参加することができない。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション、その他手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする
- (4) 本法人に提出された企画提案書は、返却しない
- (5) 提出された企画提案書等は、選定をおこなう作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提案者は、提案後、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

1 6 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 本部事務機構 財務部契約課

〒599-8531 堺市中区学園町1-1

TEL : 072-254-9136 FAX : 072-247-6951

(2) 主管課

公立大学法人大阪 本部事務機構 産学官民共創推進室 地域連携センター

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

TEL : 06-6605-3101